

課題別委員会設置要綱

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

(趣旨)

第 1 条 課題別委員会に関する事項は、日本学術会議の運営に関する内規（令和 8 年 1 0 月 2 日第 1 回役員会決定）第 5 条に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(課題別委員会の役割)

第 2 条 課題別委員会は、社会が抱えるその時々の課題のうち特に重要な課題について日本学術会議において審議し、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提案することをその役割とする。

(課題別委員会の審議課題)

第 3 条 課題別委員会は、学際的・分野横断的で緊急に意思の表出が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に意思の表出等を行う必要があると考えられる課題を審議する。

(設置の提案)

第 4 条 設置の提案に当たり、提案者は次の事項を整理し、別紙様式により、役員会に提案する（A 4 版 3 枚程度とし、その他必要な資料を添付する）。

(1) 課題の内容

- ① 課題の概要
- ② 審議の必要性
 - ・報告は主として誰を対象とし、どのように活用されることを想定するか
 - ・課題につき、達成すべき結果、もたらすべき成果は何か 等
- ③ 課題に関連し、日本学術会議が過去（又は現在）に行っている検討や意思の表出等があるか。ある場合、それとの整合性
- ④ 課題に関連し、政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーが出した報告、方針等があるか。ある場合、それとの関係
- ⑤ 各府省等からの審議要請があるか

(2) 審議の進め方

- ① 課題検討への主体的参加者は誰か
- ② 必要な専門分野
 - (※ 委員会の構成に当たっては、各部から一定割合の委員が必ず入ること)
- ③ 中間目標を含む完了に至るスケジュール

(3) その他課題に関する参考情報

(提案の審査)

第5条 提案の審査は次の観点から行うものとする。

(【 】内は、主な判断材料となる設置提案書の項目)

(1) 課題設定は適切か

① 最終成果物である意思の表出等はどの程度まで役立つものになるか

【4 (1) ~ (5)】

- ・ 政府機関、科学機関、事業者、あるいは市民にとって重要な情報となるか
- ・ 科学技術政策等への建設的な新たな提言となるか
- ・ I S C、S C Aなどへの貢献として国際的な意義を有するか
- ・ 各府省との関係強化に役立つか 等

② 関係府省、国際機関、学協会等の最新の動きをフォローしているか

【4 (1)、(2)、(4)】

③ 日本学術会議の能力で、所期の結果または成果を達成できるか

【4 (1)、5 (1) ~ (3)】

④ 提案は現在の日本学術会議のプレゼンス向上にどの程度寄与するか

【4 (1)、(2)、(5)】

(2) 意思の表出等のタイミングは適切か

【4

(2)、5 (3)】

(3) 日本学術会議として他の課題に優先して取り組むべきものか 【4 (1)、(2)】

(4) 既存の委員会等との役割分担や整合性がとれているか

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

別紙様式

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者（※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、会則第55条第1項に規定する委員会の委員長又は5名以上の会員）
- 2 委員会名（仮称）
- 3 設置期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 課題の内容
 - （1）課題の概要
 - （2）審議の必要性と達成すべき結果
 - （3）日本学術会議の過去（又は現在）の関連する検討や報告等の有無（※ 有の場合、それを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - （4）政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、その名称、発出元、公表年、及びそれを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - （5）各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）
- 5 審議の進め方
 - （1）課題検討への主体的参加者
 - （2）必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）
 - （3）中間目標を含む完了に至るスケジュール
- 6 その他課題に関する参考情報（※ 分科会を設置する場合は名称、役割、構成委員数）